

令和元年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和元年5月14日（火） 15：00～15：50
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 1階 会議室（旧青森銀行青森市役所支店）
- 3 対象施設 アップルヒル
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会
委員長 横内 修（企画部理事次長事務取扱）
副委員長 山谷 直大（総務部理事次長事務取扱）
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）
委員 福井 直文（福祉部次長）
委員 川村 敬貴（環境部次長）
 - (2) 施設所管課（地域づくり振興課）
課長 木村 浩一
主幹 今村 剛志
 - (3) 制度所管課（財政課）
副参事 鈴木 健司
主査 吉田 敏和
主事 磯野 竜太郎
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
 - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5年
 - (3) 利用料金制：なし
 - (4) 募集形態：公募
 - (5) グループニングの適否：なし（単独施設）
- 7 主な質疑内容
委員：利用料金制を導入していないということは、物販を行っている者から利用料を徴収していないということか。
施設所管課：市として利用料及び使用料の設定はしていないが、指定管理者が物販等の営業利益を指定管理業務の経費へ充当する仕組みとなっている。
委員：課題となっている「収益の取扱いの明確化」と「公募のより一層の競争性」について、添付している資料の募集要項にすでに記載されているのか。

施設所管課：添付した募集要項は、前回のものであり、今後対応していくこととしている。

委員：物販等の実施場所の使用許可はどのようになっているのか。

施設所管課：営利用施設として指定管理者が管理する仕組みになっているため、特に使用許可は出していない。

委員：市民サービス向上のため、遊具等を新たに整備する場合は、市が実施するのか。

施設所管課：原則として市が対応することとしている。

委員：指定管理区域外に設置された店舗が道の駅の駐車場を利用する場合は、その管理運営に係る経費はどのように考えているか。

施設所管課：道の駅は、ドライバーが利用できる休憩機能としてトイレや駐車場を整備しているため、店舗からの経費負担は考えていない。

委員：現在の指定管理料約500万円の算出方法はどうか。

施設所管課：指定管理業務のうち、駐車場やトイレ等に係る管理運営経費から、収益部門に係る建物等の償却費を考慮して、利益を充当した上で算出している。